

2024年5月28日
堺市消費生活協議会

わたしたち堺市消費生活協議会は、加入している国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）が定めた「外国人の受け入れに関する基本指針」に賛同し、「堺市消費生活協議会における外国人の受け入れに関する基本指針」を策定しました。

わたしたちは、消費者・生活者が主役となり、誰もが安心して安全に豊かに暮らせる社会の実現に向けて、この「基本指針」に基づきより一層活発な活動を推進します。

堺市消費生活協議会外国人の受け入れに関する基本指針

- 1、 日本で暮らす外国人とその家族を生活者・市民として受け入れ、寄り添い、ともに「基本的人権」と「消費者の権利」が尊重される地域社会づくりをめざします。
 - ・ 地域においては、同じコミュニティーで暮らしを共にする市民として、地域の生活ルールや、こどもたちの就学、日本語の学習、医療、災害時の行動などについての情報提供を行います。
 - ・ 困ったことがあれば、相談できる人や場を紹介するなどの支援を行います。
 - ・ 職場においては、同じ職場で働く人として、「賃金」や「労働環境」、「教育・訓練」、「福利厚生」などにおいて差別されないよう配慮し、問題があれば堺市や生団連の参加企業、また在堺のベトナム総領事館などと連携して支援に努めます。
 - ・ 外国人の人々に対する暴力や性暴力、すべてのハラスメントを許しません。

- 2、 差別のない社会の実現をめざして、学習と対話の活動を推進します。
 - ・ 「日本国憲法」や「世界人権宣言」、「セーフシティさかい」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、さらに「女性差別撤廃」に関係する法や制度などを学び、交流活動を推進し、ともにわたしたちのエンパワーメントを図ります。
 - ・ 外国人や家族との交流会などを会員と協力して企画し、それぞれの国の多様な文化や歴史を学びあい、相互理解と友好を促進します。

以上